年金分割を希望される方へ

　年金分割を行う場合、まず、「年金分割のための情報通知書」という書類が必要となります。

　この「年金分割のための情報通知書」は、次の書類があれば、最寄りの年金事務所で入手できます。最寄りの年金事務所については、当事務所でも確認できます。

○年金分割のための情報通知書を入手するため必要な書類

□年金分割のための情報提供請求書（６５０号様式→年金事務所で入手できます。）

□戸籍謄本（６か月以内のもの）

　外国国籍の方は、領事館が発行する戸籍謄本に変わる証明書

□身分証明書（次のうちのいずれか・写真がない場合は二つ必要です。）

　　・運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・健康保険証

・障害者手帳・銀行のキャッシュカード・クレジットカード

□年金手帳（あれば望ましい。請求書に基礎年金番号を記載する必要）

□認め印（あれば望ましい。）

なお、公務員等の共済年金については、現在一元化されており、年金事務所での手続きが可能となりました。

※「年金分割のための情報通知書」の入手は、請求してから数週間かかりますので、お早めに請求されてください。

詳細については、当事務所の弁護士又は年金事務所（下記のお問い合わせ先）までご連絡ください。

**【年金分割お問い合わせ先】**

ねんきんダイヤル　TEL0570-05-1165

弁護士法人　デイライト法律事務所